

●公立幼稚園における預かり保育について

1 目的

幼稚園教育の教育時間前後及び長期休業日・振替休業日に、保護者が希望する在園児を当該幼稚園の管理下において保育し、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援をすることを目的とする。

2 対象者

三木町立幼稚園に在籍する3、4、5歳児で、次の要件のいずれかに該当する場合

- (1)就労のため、保護者が家庭にいない場合
- (2)保護者がやむを得ない事情により家庭にいない場合(入通院・看護・介護等)
- (3)保護者の災害又は事故による場合
- (4)その他、教育長が必要と認める場合(兄弟の学校行事・健康診断等)

3 保育時間

(1)通常教育日

- ・教育時間前(午前7時 30 分から午前8時 30 分)
- ・教育時間終了後から午後6時 30 分

(2)長期休業期間・振替休業日

- ・早朝預かり(午前7時 30 分から午前8時 30 分)
- ・預かり保育(午前8時 30 分から午後6時 30 分)

4 預かり保育料

(1) 無償・・・新2号認定を受けた園児

要件(事由)や就労状況等により認定

(2) 有償・・・一時的に利用する場合

＜ 保育料 1日当たり ＞

通常保育日

・教育時間前 ……100 円

・教育時間終了後 ……300 円

長期休業中・振替休業日

・早朝預かり ……100 円

・預かり保育 ……600 円

5 公立幼稚園における預かり保育の利用状況について(令和2年9月 30 日時点)

(単位: 人)

施設	在籍数	預かり登録		預かり利用者の1日当たりの平均		
		無償	有償	早朝のみ (7:30～8:30)	教育時間終了後のみ (14:30～18:30)	両方 (早朝及び時間終了後)
ししの子幼稚園	121	61	25	2	24	31
田中幼稚園	8	6	0	1	4	1
氷上幼稚園	68	22	4	2	10	8
白山幼稚園	29	9	4	1	5	2
合 計	226	98	33	6	43	42